

令和7年度 第2回台東区次世代育成支援地域協議会 議事録

開催日時	令和7年12月10日（水） 午後7時～	
開催場所	台東区役所10階 1002会議室	
議題	1 開会 2 議事 (1) 審議事項 1. (仮称) こどもの権利条例の骨子案及び子供への意見聴取について 2. 子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について 3. 市町村子ども・子育て支援事業計画の代用計画策定について (2) その他	
出席者	委員 元日本女子大学家政学部児童学科 特任教授 西 智子（委員長） 白百合女子大学人間総合学部初等教育学科 教授 針谷 玲子（副委員長） 台東区手をつなぐ親の会 伊藤 玲子 台東区私立保育園連合会（共生保育園 園長） 古屋 道明 台東区私立幼稚園連合会（浅草寺幼稚園 園長） 増田 律子 台東区立小学校PTA連合会 会長 日下 裕行 台東区青少年委員協議会 副会長 江川 悅子 浅草医師会 副会長 桑原 裕美子 東京商工会議所台東支部 青年部 幹事長 長沼 雄三 連合東京東部ブロック地域協議会 連合台東地区協議会 議長 水内 康徳 区民委員 今栄 岳人 区民委員 謙訪 彩乃 区民部長 前田 幹生 健康部長 兼 台東保健所長 水田 渉子 教育委員会事務局次長 佐々木 洋人	
	事務局 区民部子育て・若者支援課長 河野 友和 区民部子育て・若者支援課 庶務担当係長 木本 剛人 区民部子育て・若者支援課 庶務担当係長 吉次 貴昭	
	関係課長 (仮称) 北上野二丁目福祉施設整備担当課長 海野 和也 子ども家庭支援センター長 (兼務) 区民部副参事（児童相談所準備担当） 田畠 俊典 保健サービス課長 兼 区民部副参事 塚田 正和 庶務課長 山田 安宏 学務課長 仲田 賢太郎 児童保育課長 村松 有希 放課後対策担当課長 別府 芳隆 指導課長 宮脇 隆 教育支援館長（教育改革担当課長兼務） 増嶋 広曜	
欠席委員	台東区町会連合会・女性部常任幹事 松村 純子 台東区子供育成活動支援ネットワーク会議 委員長 石田 真理子 台東区民生委員・児童委員協議会 主任児童委員部会部会長 名古屋 敦子 下谷医師会 副会長 柴原 公明	
配布資料	審議資料1 (仮称) こどもの権利条例の骨子案及び子供への意見聴取について 審議資料2 子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について 審議資料3 市町村子ども・子育て支援事業計画の代用計画策定について	

検討経過

発言者	発言内容
西委員長	<p>ただいまより、令和7年度第2回台東区次世代育成支援地域協議会を開会いたします。本日の傍聴希望者は2名です。本日の傍聴については、許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。では入室をお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。本日は審議事項が3件となっております。まず、審議事項1、(仮称)子どもの権利条例の骨子案及び子供への意見聴取について、審議資料1により、子育て・若者支援課長からご報告をお願いいたします。</p>
子育て・若者支援課 河野課長	(審議資料1に沿い、説明。)
西委員長	ただいまのご説明について、ご質問、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。日下委員お願ひします。
日下委員	<p>台東区立小学校PTA連合会の日下です。小学生と中学生がアンケートの対象となっていますが、そもそも、この協議会に中学校のPTA連合会会長が入っていないのは、どうしてでしょうか。</p> <p>アンケートが中学生を対象としているため、やはりPTA連合会の代表として少しご意見を聞く必要があるのではないかでしょうか。次回以降、ご参加いただいたほうがいいのではと思います。</p>
西委員長	ありがとうございます。事務局お願ひします。
子育て・若者支援課 河野課長	台東区次世代育成支援地域協議会設置要綱において、地域団体の代表委員数を12名以内としており、現在は上限に達している状況にあります。本件については、中学校PTA連合会へご連絡し、意見聴取についての主旨を説明させていただいた上でご意見を伺う等工夫して参りたいと思います。
日下委員	ここで話したご意見や、協議会の趣旨等の部分で、皆さんの意識を合わせるために、この会議には参加していただいた方が私はよろしいのではないかと思います。ご検討ください。
子育て・若者支援課 河野課長	中学校PTA連合会の方は本協議会へ参加していただいておりませんが、青少年委員協議会からは1人参加していただいているため、その部分で青少年をカバーしているという形で考えています。
西委員長	ありがとうございます。他はいかがでしょうか。諒訪委員。
諒訪委員	区民委員の諒訪です。アンケートについての質問です。10歳から14歳までを対象とされていると思うのですが、他自治体のアンケート等も拝見しますと、17歳までアンケートを取っている所もある印象です。アンケートの対象を拡大する検討はされるのでしょうか。
子育て・若者支援課 河野課長	資料には記載しておりませんが、高校生等にも実施しようと思っています。1人1台端末ではなく、二次元コード付のはがきを送付し、回答をお願いするイメージで考えております。
西委員長	続いて、伊藤委員、お願ひします。
伊藤委員	手をつなぐ親の会の伊藤です。意見聴取のヒアリングに関して、小学校低学年の児童や、障害、不登校などの困難を抱える児童・生徒及びその保護者を対象にヒアリングを随時実施する、という部分ですが、アンケートと別にヒアリングをされるということで、その方法は、お話に出ましたでしょうか。
西委員長	事務局の方で検討している方向性等、ご説明いただければと思います。
子育て・若者支援課 河野課長	どういった方々にヒアリングを行うのか、というご質問でよろしいでしょうか。
伊藤委員	どのような方々を対象にするのかというところと、その聞き取り方法ですね。両方教えていただければと思います。特に不登校ですか、難しいところがあるご家庭は、やっぱりその声をあげられない人が難しさを抱えている

	という傾向もありますので、どういう聞き取りをされるか、方法とターゲット選定の両方、今の検討状況でよいので教えていただけたらうれしいです。
子育て・若者支援課 河野課長	現時点では、小・中特別支援学級やこどもクラブ、あしたば学級などでお話を伺えればと思っています。
伊藤委員	それですと、不登校のお子さんがどうしても抜け落ちてしまうのではという気もしますので、ご検討いただければと思います。
子育て・若者支援課 河野課長	検討させていただきます。
西委員長	続いて、増田委員、お願いします。
増田委員	浅草寺幼稚園の増田です。アンケートを小・中学生に取るときに、例えば問8（「周りの大人は、あなたについての事を決めるとき、あなたの意見を聞いて、その意見を大事に扱ってくれる」と思いますか？）ですが、児童生徒が答えるときに、一人でも大事に扱ってくれる大人がいれば良しとするのか、全員の大人が大事に扱ってくれることを望むのかというところはどちらなのでしょうか。
西委員長	アンケート案を提示してくださった事務局としての趣旨はいかがでしょうか。
子育て・若者支援課 河野課長	周りの大人が意見を聞いてくれて、大事に扱ってくれているかという部分を聞きたいと思っています。
増田委員	全員の大人がみんな大事に扱ってくれるというのはなかなか難しいと思いますので、もうちょっと文章を子供が理解しやすいように工夫したほうがいいのではと思います。
子育て・若者支援課 河野課長	わかりやすい形に工夫させていただきます。
西委員長	他にはご質問等ございませんか。桑原委員お願いいたします。
桑原委員	浅草医師会の桑原です。アンケートの問9（自分に関わることについて、悩みを相談したり、助けを求めたりする方法を知っていますか？また、それを使ったこと、使おうと思ったことはありますか？）の回答の選択肢について、選択肢1、2、3は知っている人が選択し、4と5は知らない人が選択すると思うのですが、知らない人が答えづらいなという印象です。
子育て・若者支援課 河野課長	文言は検討したいと思います。ありがとうございます。
西委員長	他にはございますか。諒訪委員。
諒訪委員	区民委員の諒訪です。骨子に関してお伺いしたいです。子供の権利条例に関して、他の自治体を見ると、大きく2つに分かれると思っています。1つが理念条例として存在するもの。もう1つは理念条例にプラスして、相談窓口や調査機関みたいなものを委員会として設けているものの2つに分かれていると思っています。 資料を見た限り、台東区は委員会やオンブズパーソン等は設けない前提なのかというところが1つ。私個人としては、子供の権利を守るために設置された委員会は、必要になるのではと思っています。そういう機関について、皆様のご意見をお伺いできればと思っています。よろしくお願ひします。
西委員長	ありがとうございます。事務局お願いいたします。
子育て・若者支援課 河野課長	別紙1の基本的施策の部分は、台東区次世代育成支援計画をもとにピックアップしたためそういう機関についての記載はないのですが、設置しないことが確定しているわけではございません。ご意見いただければ、検討していきたいと思っています。
西委員長	ありがとうございます。今の骨子案は、条例に何を盛り込むかが主になっているという理解でよろしいでしょうか。

子育て・若者支援課 河野課長	<p>相談窓口や権利委員会等について、条例に明記している自治体もあると把握しています。そういうものを台東区も盛り込んだらどうかというご意見があれば検討していきたいと思っています。</p> <p>また、別紙1の11番で次世代育成支援地域協議会を条例に位置付けていますが、本協議会にそういう部分の機能を持たせるという考え方もあるのかなと思っているところです。計画の進捗管理に加えて権利擁護の状況の進捗管理も併せて、行っていただくことも、考え方としてはあるかなと思っています。</p>
西委員長	続いて、諒訪委員、どうぞ。
諒訪委員	どちらかというと、権利擁護に関する実際の施策を検証する機関というよりは、対子供の窓口を設置するかというニュアンスで質問しました。
子育て・若者支援課 河野課長	条例の作り方はそれぞれの自治体によって変わってきますが、今ご質問のあった子供の相談窓口については、別紙1の10の基本的施策の最後に「相談しやすい環境づくり」という項目があります。このように大きな枠組みで記載するだけにとどめるのか、諒訪委員がおっしゃったように、より細かく、具体的なところまで記載していくのかという部分は、どちらが効果的なかも含めて、他自治体の状況を確認し、本協議会からご意見をいただきながら考えていきたいと思っています。
諒訪委員	ありがとうございました。
西委員長	ちなみに、アンケートは、人数的にはどのくらいを目標にとりたいと考えているのでしょうか。もちろん、具体的にまだでしたら大体で構いません。事務局、お願ひいたします。
教育支援館 増嶋館長	<p>教育改革担当が所管し、今アクションプランの策定をしており、それにあたって、子供たちから意見聴取をさせていただきました。調査は、今夏に行いまして、小学1年生から中学3年生まで、1人1台端末を使って回答するという形で実施しました。また、区内在住で私立に通っている中学校の子供たちに対しても、同様に周知しながら、進めさせていただきました。</p> <p>回答数については、当初、他自治体等を調べたところ、数十ぐらい来ればいいのかなというイメージだったのですが、実際やってみたら700弱ぐらい集まりました。目標値としては、およそ9000人の子供たちが小・中で在籍していますので、1割ということで900を目標にして進めたところ、若干足りませんが、結構ご協力いただいたなっていうような感触を持ってますので、こちらの数を参考としていただけたらなと思います。以上です。</p>
西委員長	ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。本件は審議事項ですので、ご意見があればお伝えした上で、今日の協議会において了承するという形でよろしいでしょうか。骨子案と、意見聴取の方法とヒアリングを含めて、いくつかご意見をいただいたところですが、現時点ではこの形を骨子案として、さらに検討を進めていくということでご了承いただくということでよろしいでしょうか。前田委員、お願ひいたします。
前田委員	<p>今回、これで完全に確定するということではございません。また来月も協議会を実施する予定ですので、その間も、お気づきの点があればぜひご意見をお聞かせください。</p> <p>今回お示しさせていただいたのは、なるべく多くのご意見をお伺いしたいという趣旨ですので、これでもう決めますということではありませんので、この後も引き続きぜひ、ご意見やお気づきの点があれば、事務局の方にお寄せいただければと思います。</p>
西委員長	<p>事務局の方にまたご意見を寄せていただくという前提を含めまして、了承していただくということでよろしいでしょうか。では審議事項1については了承とさせていただきます。</p> <p>続きまして、審議事項の2、子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・</p>

	事業の利用定員の設定について、審議資料 2 により、児童保育課長から、ご説明をお願いいたします。
児童保育課 村松課長	(審議資料 2 に沿い、説明。)
西委員長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関してご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では本案件は審議事項ですので協議会として了承をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。続きまして、審議事項3、市町村子ども・子育て支援事業計画の代用計画策定について、審議資料 3 により、児童保育課長からご説明をお願いします。</p>
児童保育課 村松課長	(審議資料 3 に沿い、説明。)
西委員長	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。
古屋委員	<p>私立保育園連合会の古屋です。乳児等通園支援事業は、すでに始めている自治体もあり、令和 8 年度からはすべての自治体がやらなければならないということで、台東区も始めるため、うちも手を挙げさせていただいております。先に実施している自治体の園長等から聞くところによると、やはりルールを守らない保護者の方が見られるところもあるようです。保育園の運営規定もありますが、なかなか対処が難しかったりすることもあります。</p> <p>それと同時に、やっぱり困っている保護者がたくさん通園してきます。この制度自体は、保護者の支援にもなりますし、定員割れをしている保育園の教室を使って保育をするので、両者にとっていい政策だとは思うのですが。私どもも、区に 1 年前ぐらいからご相談して、マタニティ治療を合わせてやって、産前産後の保護者の不安や孤独感だと、そういうものを何とか解消できるようにやりたいと思っています。短い時間で園にきていただきますけれども、やっぱり困っている保護者がいて、そのあと、やはり今もご協力いただいている部分を子ども家庭支援センターとか、児童保育課とかいろいろなところで連携して、保護者の支援をして健全に子供が成長できる環境を、ご協力いただければと思っていますので、よろしくお願ひいたします。</p>
児童保育課 村松課長	<p>ありがとうございます。今回、実施の希望を施設の方にお伺いした際に、実施をしたい理由として、多くの手を挙げていただいた施設が、吉屋委員おっしゃっていただいたように、地域の子育て支援強化に貢献していきたいという、そういう思いで手を挙げてくださっているというのは十分に承知をしておりませんので、そういうところがうまく連携が図れるように私どもとしても、可能な支援を行っていきたいというところです。あと、1 点目のルールを守らないというのが、おそらく、例えば予約をしたのに急にこなくて、枠をきちんと確保しておいたのに、訪れなくて利用料が払われない、そういう状況が発生しているというのは他の自治体からも聞いておりますので、そういうところのルールの徹底であるとか。あと、例えば来なかつたとしても利用料についてはいただきますよ、とか、そういうようなルールをきちんと作って周知を図っていく、そういうところについてもしっかりとやらせていただきたいなど考えておりますので、また何かやっていく中でお気づきのこともあるかと思いますので、共有しながら進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
西委員長	ありがとうございます。他にご質問等ございますでしょうか。
針谷副委員長	副委員長の針谷です。伺ったとき、いい制度だなと思いました。子育てをしていても、子供と少し時間を取りたいって思う時期は、特に生まれてからしばらくの間はあると思っています。そこに保育園・保育所など、専門の場合はプロの方が間に入ってくれると悩みを聞いたりとか、子育てに対する不安の軽減にもなるということで、大変良い制度であると思いました。

	<p>ただ一方で、やはり保育園の事情があると思うのですね。入れたい方と受け入れる側とで、良い関係を続けていくために、一定のルール等はあるのでしょうか。利用するにあたっての、こういうふうに利用してくださいというルールが保育園ごとに作ってあるのか。または区として何か大きな枠組があるのか、ちょっとその辺りをご説明いただきたいです。</p> <p>なぜかというと、この保育園ではいいと言ったのにこっちではだめということになると、それは保育園同士もあまりよくないんじゃないかなと思いますし、保育士に対して申し訳ない気がするんですね。その辺り、一定の広報の仕方だとか、受け入れることについて、区として考えていらっしゃることがあればお聞かせください。</p>
児童保育課 村松課長	<p>ありがとうございます。利用していただくためには、まず、区に利用できる対象だよという認定を受ける作業をしていただいた上で、各施設の、面談とかそういうものを経て利用していただく、保育園に入園される際と同じような流れになっています。利用料金や、申し込み方法等については同じルールを使うものがあります。大枠のルールは、同種のものになりますのでそちらは区の方からも十分周知をさせていただきたいと考えております。加えて、私立園で実施していただくのですが、各園特色ある保育をされていますし、大きなルールの中でやっていく中で、各独自のそういう特徴やポイントを提供していただければいいのかなと考えています。</p>
西委員長	ありがとうございます。他にございますか。
伊藤委員	<p>手をつなぐ親の会の伊藤です。やはりレスパイト的な形でお使いになる親御さんの中で、普段は子供と一緒にいるんだけれども、夕方の時間を、例えばフリーランスでちょっと働いていてというと、障害のあるお子さんとか、ちょっと発達に難しさがあるので、通わせてこなかつたっていうおうちも、出てくるんじゃないかなと思うのです。中には意思疎通が言葉では難しいとか、ひっかきとか噛みつきが出てしまうとか、場所見知りが極端にあるとか、いろんなお子さんがいる中で、例えばその月の10時間だけで慣れていくかどうかというところも、やっぱり超えなければいけない壁が高い子もいると思うのですね。その辺を園の方で面談をして判断しないといけなくなるのか、それとも最初に資格がありますというようなところを、区の方で見ていただいくときに、例えば、就学相談でヒアリングシート等を記入する際、ちょっとこういう難しさはありますが、お願いしたいみたいな聞き取り資料みたいなものを作ってくださって、それが保育園の方に行くようなケア体制があるのか、教えていただければと思います。各園がそれぞれのご判断でお断りされるっていう形になると、園に対する恨みつらみになってしまっても趣旨としては変わってしまうと思いますので、そこに仕組みがあるのかどうか、お伺いしたいです。</p>
児童保育課 村松課長	<p>ありがとうございます。今、伊藤委員がおっしゃったように、時間も短いので、なかなか初めていく園に馴染むのが難しいお子さんだったり、何かしらの配慮が必要なお子様がご利用されるときの仕組みというところで、これから詳細を詰めていくとかとは思うのですが、何かそういった配慮が必要であれば、まず、区の認定のところで何かしらの確認をさせていただいて、可能な施設を共有するとかそういうことができるといいかなと思われるんで、そのあたりはこれから、利用の受付等を含めて、検討させていただきます。ありがとうございます。</p>
西委員長	他はいかがでしょうか。増田委員お願ひします。
増田委員	私立幼稚園連合会の増田です。この制度は本当にとてもいいなと思いました。今日、私立幼稚園7園の園長会がございまして、来年入園の園児数が7園の中で、今年度は各園30名を超えていたのですが、来年、10数名という園が7つのうち3つありました。私立幼稚園も適切な保育というところで、一生懸

	命特色を出しながら、頑張っている状況なのですが、園児数が減ってきておりまして、こういう制度を取り入れていくべきなのかと感じていて、保育園も区立幼稚園も一生懸命やっていて、やっぱり全体で子供の人数が減っていくと、幼稚園が本当に厳しい状況になってきているなということを、皆様に理解していただければと思っております。今後、私立幼稚園としても、頑張っていろいろ考えていかなければならぬなと改めて思っています。
西委員長	ご意見ありがとうございます。この制度は、乳児等ということで 6 ヶ月から 3 歳未満でスタートしていくのですが、3 歳以上との連携も視野に入ってくるのかなあと、今感じているところです。
児童保育課 村松課長	今、委員長におっしゃっていただいたようなことが、今回お示しした代用計画案に書かせていただいたところで、乳児等通園支援事業は 2 歳で終わってしまいますので、その先の、利用終了後のニーズとして、何かしらの教育・保育施設へのつなぎが必要であるとか、3 歳になる前から、今、私立幼稚園含め各園で行っている未就園児を対象とした催しについても情報提供をして、利用の機会に繋がるような支援をあわせて行っていけたらと思っております。
西委員長	本案件は審議事項ですので、協議会として了承したいと思います。よろしいでしょうか。了承といたします。以上で本日の議事は全て終了しました。ご協力いただきありがとうございました。
子育て・若者支援課 河野課長	本日は忌憚のないご意見を頂戴し、誠にありがとうございます。次回の協議会はすでにご案内差し上げております通り、年明け 1 月 14 日開催となります。今後ともよろしくお願ひいたします。
西委員長	それではこれをもちまして令和 7 年度第 2 回台東区次世代育成支援地域協議会を閉会といたします。ありがとうございました。